

「第5回 議会報告会－議会基本条例シンポジウム－」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 「質問の内容、質問と答弁のすれ違いの問題」について

1

議会の見解

一般質問とは、議会の議員が、地方公共団体の一般事務について、所見を求め、疑義を質すこと、あるいは政策を提言することを言います。地方自治法上の規定はありませんが、会議規則に規定されており（県標準会議規則60I等）、議員は、その固有の権限として質問の権利を有するものと解釈されています。また質問は、地方公共団体の一般事務につき行われ、その範囲も地方公共団体の事務全般に及ぶと解されています。ですから、この解釈論から考えますと、質問者もご指摘のように、どことなくだらしない内容の質問であったとしても、議員固有の権利の概念が存在する以上、議長が質問者にその内容に関しての注意や制限を与えることは、一般質問という制度の解釈上、困難であると考えます。あくまでも、議員として、その質問内容が、あまりにも低調で品格のない状況は、自ら戒めるべきであると考えます。

ただし、地方自治法第132条には、議会の会議においては、議員は無礼なことばを使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定され、第133条には、侮辱を受けた議員は議会に訴え処分を求めることができるかと規定されています。質問内容にこのような他人に対する誹謗・中傷などの問題ある内容が含まれている場合には、議長は注意をすることができます。更に、最悪の場合は、懲罰処分対象になると考えます。

また、知立市議会会議規則第62条には、議長の通告制の規定がありますので、通告内の質問に対しては、市長等は誠実に答弁をしなければいけないことは、議会制民主主義の原則論であります。ですから、大幅に質問内容と答弁が食い違う議論が行われる場合には、議長は、地方自治法第104条に規定の議事整理権を駆使して、議論がかみ合うように、市長等に的確な答弁を促すことは重要な議長の役割であります。

今後、今まで以上に、地方自治法の規定にのっとり市民に分かりやすい的確な議論が展開できるように、議長以下制度の周知徹底を図っていきます。